

○ 3 番（小暮博志） 3 番、小暮。

よろしくお願ひします。

報告第 1 号繰越明許費繰越計算書の件でお聞きしたいと思います。

平成 21 年度一般会計繰越明許費の事業名として 3 件あり、北分署
庁舎建替事業、消防庁舎耐震補強事業及び化学消防ポンプ自動車更新
整備事業があります。

これらの事業は、消防業務推進の上で大切な事業内容であり、予算
計上された時点で早急に執行し、一層の安全安心が確保できるよう
にして置くことが大切と思っております。

そこで 1 つ目の質問ですが、これらの事業の繰越明許費の調製はい
つ行われたのでしょうか。

2 つ目の質問ですが、消防庁舎耐震補強事業が繰越しとなった理由
についてお聞き致します。

次に、佐野市の小中学校の体育館等の建物では、構造耐震指数（Is
値）が 0.3 未満の物件に対し、平成 22 年度耐震補強事業や建替事
業をすることになったのは、承知しているところであります。

消防庁舎は大きな地震発生のときは、救助の発信拠点となるところ
であり、耐震強度も十分ある建物である必要があるかと思っておりま
す。

そこで 3 つ目の質問ですが、消防庁舎耐震補強事業を予定している
建物の Is 値はどれ位になっているのでしょうか。

又、他の消防関係建物の耐震状況もお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岩崎俊道） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（大出幸男） はい、総務課長。

小暮博志議員のご質疑にお答えいたします。

繰越計算書の調製は何月何日に行われたのかとのご質疑でございま
すが、地方自治法施行令第 146 条第 2 項により「繰越明許費に係る
歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日ま
でに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなけ
ればならない」との規定がございますので、5 月 31 日に繰越計算
書を調製いたしまして、今臨時会に報告させていただいた訳でござい
ます。

次に、「消防庁舎耐震補強事業が繰越しになった理由は」とのご質疑でございますが、耐震補強事業につきましては、昨年8月の組合議会定例会におきまして補正をお認めいただきました事業でございます。

その後準備を進めまして、平成21年12月24日から平成22年3月25日までの工期で診断を実施して参りましたが、判定会の日程の都合によりまして年度内に完了できないことが判明いたしましたので、繰越しをさせていただいたものでございます。

次に「消防庁舎耐震補強事業を予定している建物のIs値及び他の消防関係建物の耐震状況は」とのご質疑でございますが、消防機関のうち、防災時に拠点として機能すべき施設の構造耐震指数Is値は0.9でございます。今回の耐震診断の結果につきましては、1階が0.67、2階が0.37、3階が0.43、南塔屋が0.66、北塔屋が0.44でございました。

全階層でIs値0.9を下まわる結果となり、現時点では防災拠点としての耐震性を有しないという建物だという結果がでました。

その結果を受けまして、Is値を0.9以上にするために、耐震補強工事を実施する訳でございますが、コンクリート自体の検査結果におきまして、建物全体に著しく中性化が進行しているとの結果がでました。

耐震補強工事を施したとしても、近い将来コンクリート自体の耐久性が失われるという結果がでておりますので、工事自体が無意味になるということで今回は耐震補強工事を実施しないことといたしまして、今後庁舎を建て替える方向で進めたいと考えております。

また、消防関係の建物の耐震状況でございますが、西分署と東分署につきましては、昭和56年以降の新耐震設計基準での建築ですので、耐震基準は確保されていると認識しておりますので耐震診断は実施しておりません。

また、北分署につきましては今年度建て替え工事を実施いたしますので今年度に完了する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。